

論文審査の結果の要旨

氏名：吉 本 隆 昭

博士の専攻の名称：博士（国際関係）

論文題名：ドイツ陸軍と SS 特別行動隊

—1941年東部戦線における政軍関係—

審査委員：（主査）教授 黒川 祐次

（副査）准教授 浅川 道夫 筑波大学名誉教授 明石 紀雄

1. 本論文の目的及び意義

本論文が考察の対象にしているのは、ヒトラー率いるナチ党とドイツ国防軍との間に横たわる政軍関係である。第二次世界大戦後の既往研究の中では、ナチ親衛隊（SS）が実行したユダヤ人大量虐殺に代表される残虐行為に対して、ドイツ国防軍は積極的な関与を行なわなかったとするいわゆる「国防軍潔白神話」が流布され、これは1980年代に入って新たな検証が行なわれるまで広く信じられてきた。

1980年代以降に発表された研究の中では、ナチスドイツのソ連領内への侵攻（バルバロッサ作戦）に伴って、ドイツ国防軍が作戦地域内においてナチ親衛隊との協力の下に、虐殺行為に関与していたことが明らかにされるようになった。ただしこれら研究の中では、ドイツ国防軍による残虐行為の実相は具体的に検証されているものの、ナチズムの政治イデオロギーを体現しようとしていたナチ親衛隊と、本来戦闘任務に専従するはずであった国防軍との間で合意されていたであろう、戦争犯罪にまつわる政治と軍事の関係については必ずしも解明されていなかった。

こうした背景には、戦後1955年になって創設されたドイツ連邦軍が、プロイセン以来の正当なドイツ陸軍の継承者として再建されたものという認識に立脚する、現在までの歴史観がある。すなわち従前からの「国防軍潔白神話」の崩壊は、今日のドイツ連邦軍の精神的基盤を揺るがしかねない問題となるからである。その意味で、ナチ党ないしナチ親衛隊ドイツ国防軍との政軍関係が、当事国であるドイツにおいて取り上げにくいという状況は、当面変わらないと思われる。

本論文では、1941年の東部戦線においてドイツ国防軍が積極的関与を示したユダヤ人虐殺という事例のケース・スタディーを通じて、ナチ親衛隊特別行動隊との間に生じた「特殊な政軍関係」を検証する試みがなされている。独ソ戦に焦点が絞られているのは、近年ドイツではこの戦争を「ナチズムの政治イデオロギーを実現するための政治イデオロギー戦争、即ちスラブ人、さらに対ユダヤ人『絶滅戦争』として捉える」研究視点が提示されるようになってきており、ドイツ第三帝国における政軍関係の縮図と位置づけることが可能だからである。

2. 先行研究と本論文との関係

本論文は、ドイツを中心とする欧米の先行研究を詳細に跡付けるとともに未開拓の分野について指摘している。すなわち、当初はドイツ国防軍が占領政策にはほとんど関与していなかったとする研究が主流であったが、新たな一次資料が利用可能となったこともあり、国防軍が組織全体として関与していたことが明らかになってきている。これらの諸研究によって、ドイツ国防軍の占領地帯での統治の実態と犯罪行為の解明は格段に進んだが、しかしながら国防軍とこれらの地域でのナチ親衛隊との関係がいかなるものであったのか、またドイツ国防軍がいかなる理由、過程を経て犯罪行為に荷担するにいたったのかという課題の解明はいまだ行なわれておらず、本論文はその点の解明を試みんとするものである。

3. 使用史料

本論文は、ワシントンの米国国立公文書館、フライブルクのドイツ連邦軍事公文書館、ベルリンのドイツ連邦公文書館リヒターフェルデ分館に所蔵されているドイツ政府、ナチ党、国家保安本部、親衛隊特別行動隊関係の政治・行政関係の一次史料を主として使用しており、叙述の信頼性は高いと判断される。

4. 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

はじめに

I 序論

- 1 本論文の問題の所在と意義
- 2 先行研究
- 3 史料
- 4 本論文の構成

II 本論

第1章 ヒトラーとナチスの東方政策とその思想的背景

- 第1節 ドイツの東方進出
- 第2節 オーバー・オスト
- 第3節 東方総合計画

第2章 対ソ連侵攻とドイツ陸軍

- 第1節 バルバロッサ作戦の立案と作戦準備
- 第2節 東部作戦軍の編成と作戦
- 第3節 東部作戦軍部隊の指揮官達

第3章 ソ連占領地

- 第1節 占領政策
- 第2節 軍政組織
- 第3節 パルチザン戦

第4章 国家保安本部と SS 特別行動隊

- 第1節 国家保安本部の設立
- 第2節 SS 特別行動隊の創設と対ソ侵攻準備
- 第3節 SS 特別行動隊のソ連における作戦

第5章 ドイツ陸軍と SS 特別行動隊の公式の関係

- 第1節 陸軍総司令部と保安警察
- 第2節 ヴァグナー・ハイドリヒ協定
- 第3節 更なる協定の締結

第6章 東部作戦軍と SS 特別行動隊の実際の関係

- 第1節 軍集団及び軍集団後方地域
- 第2節 軍及び軍後方地域
- 第3節 軍団作戦地域（戦闘地域）

III 結論

註

史料

参考文献

5. 本論文の概要

本論文各章の概要は以下のとおりである。

第1章「ヒトラーとナチスの東方政策」においては、中世におけるドイツの東方政策から説き起こし、ヒトラーが1927年に著した『我が闘争』の中で、「ドイツ騎士団を模範としたドイツのロシアを犠牲にする東方への進出、支配」という政治的主張を展開する論拠について言及している。さらにナチズムにとっての二つの使命として、①生存権の確保、②ロシア・ボルシェビズムすなわちユダヤ人の打倒をあげ、ドイツの対ソ侵攻作戦にもとづく「東方ゲルマン植民帝国」の構想を具体的に説明し、独ソ戦のイデオロギー的背景を考察している点が注目される。

第2章「対ソ連侵攻とドイツ陸軍」においては、バルバロッサ作戦の具体的内容に関する解説に続き、東部作戦軍の編成とその指揮官達についてのプロフィールが紹介されている。ちなみに東部作戦軍というのは、ロシア戦線に所在するドイツ陸軍部隊の総称であり、これを構成する北方・中央・南方の3個軍集団は、それぞれがドイツ本国の陸軍総司令部・陸軍参謀本部からの直接指揮を受けていた。つまり統一された部隊は存在せず、東部戦線全体を指揮する司令官も司令部も存在しなかった。後述されるパルチザン

掃討戦の過程で、東部作戦軍はユダヤ人の殺戮等に手を染めることとなるが、ロシア戦線に展開する陸軍部隊全体を統合的に指揮・管理する司令部が設けられていなかったことが、ナチ・イデオロギーへの国防軍の不関与という基本姿勢を徹底できなかった一因と分析している。

第3章「ソ連占領地」においては、独ソ戦開始後に東部作戦軍が占領したソビエト領と、この占領地を管理するための軍政組織について解説されている。さらに虐殺事件を引き起こす直接的な原因となったパルチザン掃討戦についても論及しており、「ドイツ占領軍、特に後方地域の部隊にとってパルチザンを討伐し、後方地域の治安維持、兵站活動の安全を確保することは、喫緊の最優先課題であった」状況が示されている。またパルチザンの複雑な組成についても言及し、「作戦地域の安全確保という軍事上の必要性から」陸軍部隊が無差別なユダヤ人殺戮に荷担していったという、不可避的な史実についても検証している。

第4章「国家保安本部とSS特別行動隊」では、対ソ連侵攻にあたって国家保安本部の下で組織された4隊のSS特別行動隊（A～D）の編成と、その作戦内容が詳述されている。SS特別行動隊とは、独ソ戦に際して「ナチ・イデオロギー（反ユダヤ主義）実現の為の政治戦争を遂行する」ことを本来任務とした、東部作戦軍とは全く別の指揮系統に属するナチズム実行部隊であり、東部戦線には約3000人が派遣された。SS特別行動隊が東部戦線で殲滅対象としたユダヤ人はおよそ100万人で、1941～42年にかけてこのうちの518,388人を殺害した。この虐殺には、現地の補助警察や一般住民の積極的協力もあったといわれるが、パルチザン掃討作戦において東部作戦軍が果たした役割も看過できないと指摘している。

第5章「ドイツ陸軍とSS特別行動隊の公式の関係」は、次章とともに本論文の中核をなす部分である。ヒトラーは対ソ連侵攻作戦にあたって、「陸軍作戦地域においてSS長官は総統の命により政治的行政措置の準備の為に要求される特別任務を遂行する」旨の指針を示した。東部作戦軍の側では、作戦地域における特権地位が犯される形となったが、現地住民対策や対情報活動といった「汚い仕事」に手を染めずに済むため、不服としなかった。これにより「ヴァグナー・ハイドリヒ協定」が国防軍とナチ親衛隊の間で結ばれ、SS特別行動隊は正式に東部作戦軍の作戦地域での行動が認められることとなった。SS特別行動隊は、戦闘地域では軍の統制を受けたが、後方地域では自由に「政治的特別任務」の遂行が可能だった。またSS特別行動隊は、兵站を軍に依存しており、作戦地域での両者の接触と協力を必然化させていった。このことが次章で述べるパルチザン掃討戦において、東部作戦軍がユダヤ人虐殺に関与する一因になっていくのである。

第6章「東部作戦軍とSS特別行動隊の実際の関係」においては、東部作戦軍が作戦地域（特に後方地域）でのパルチザン掃討戦を通じ、SS特別行動隊とともにユダヤ人虐殺に荷担していく経過が検証されている。対ソ連侵攻の当初、東部作戦軍は敵性勢力（共産主義者・ユダヤ人等）に対する措置はSS特別行動隊に任せ、軍は一切関与しないという方針をとっていた。しかしパルチザンがドイツ軍人をテロで殺傷した場合には、軍は報復として多数のユダヤ人を躊躇なく殺害した。さらに後方地域でのパルチザンの活動が積極化すると、兵力不足の東部作戦軍は掃討戦にSS特別行動隊の協力を求めるようになり、次第にユダヤ人等の非戦闘員に対する虐殺が常態化していった。もともとSS特別行動隊は、パルチザン＝ボルシェビキ＝ユダヤ人というナチスのプロパガンダにしたがって、ユダヤ人の殲滅という政治任務を実行する部隊だった。かくて軍とSS特別行動隊は相互に持ちつ持たれつの関係となり、軍側は協定を超えてSS特別行動隊の「政治的特別任務」を積極的に支援していく結果となったといえる。

6. 本論文に対する所見

本論文は、先行研究をしっかりと踏まえた上で、近年新たに利用可能となったものも含めて米・独の公文書館所蔵の大量のドイツ語一次史料を綿密に精査して作成された労作である。そして論者が長年にわたって携わってきた第二次世界大戦でのドイツの東部戦線における政軍関係に関する研究の目下の到達点ともいえるものである。

独ソ戦そのものに関する政治・外交・軍事史からの先行研究は数多いが、本論文ではこの戦争の性格を「ナチズムの政治イデオロギー戦争」であったとみる最近の研究視点を踏まえつつ、ナチス親衛隊とドイツ国防軍との政軍関係を検証するケース・スタディーと捉えている点が注目される。

本論文の意義は、上記1.でも述べたように、先行研究においてはドイツ国防軍による残虐行為の実態はかなりの程度検証されているものの、ナチズムの政治イデオロギーを体現しようとしていたナチ親衛隊と、本来戦闘任務に専従するはずであった国防軍との間で合意されていたであろう、戦争犯罪にまつわる政治

と軍事の関係については必ずしも解明されていなかったが、本論文では、国防軍が「非協力」から「黙認」へ、「間接的協力」から「直接関与」へと移行していった経緯を、一次資料を丹念に読み込むことにより具体的な形で明快かつ詳細に検証したことがある。この成果はこの研究分野における新しい貢献として大きな価値を持つものと考えられる。

よって本論文は、博士（国際関係）の学位を授与されるに値すると認められる。

以 上

平成26年1月14日